

供託手続について

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ
名古屋法務局豊田支局において取り扱う供託物の
納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

代理店変更日: 令和7年9月1日(月)

現行の取扱店: 日本銀行豊田代理店

(三菱UFJ銀行豊田支店: 豊田市喜多町2-170)

新たな取扱店: 日本銀行桜通代理店

三菱UFJ銀行名古屋営業部
名古屋市中区錦三丁目21番24号
営業時間: 午前9時から午後3時まで

※ 現行代理店の変更日以降の供託物の納付は、日本銀行桜通代理店での
手続となります。また、有価証券の取扱いは、日本銀行名古屋支店とな
りますので、ご注意ください。

日本銀行名古屋支店: 名古屋市中区錦二丁目1番1号

- ✓ 金銭の供託は「オンライン申請」であれば、供託所(法務局)
や日本銀行(取扱店)に行くことなく、自宅や職場から供託手続
をすることができます。
- ✓ 供託金は「ペイジーが利用できる金融機関のATM」や「イン
ターネットバンキング」で納付することができます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

名古屋法務局豊田支局 電話: 0565-32-0006
(自動音声番号 ②)